

またあした

2017年1月
全日本教職員組合(全教)幼稚園部

□ 2016年度 全教幼稚園部 文部科学省交渉報告 □

2016年12月27日、全教幼稚園部として文部科学省交渉を行いました。

要請書に基づき、改訂が予定されている幼稚園教育要領が、小学校教育の前倒しではなく子どもの育ちを保障するものとなるよう求め、また、特別支援教育の実態や環境整備について訴えました。

〈要請書の重点項目について文部科学省の回答より〉 [回答] は各項目の文科省の回答

三、幼稚園教育全般にかかわる要求について

1. 教職員の長時間・過密労働解消のためにも「預かり保育」「延長保育」については、不十分な教育条件のもとで、教職員の合意がないままに実施・拡大しないこと。

[回答] 預かり保育と延長保育について、文科省としても不十分な教育条件で進めることは望んでいない。新制度での一時預かり事業幼稚園型を推奨している。これは認可保育所と同様の配置条件で、国庫補助を出している。国と市町村と県で1/3ずつの負担である。預かり保育をただ継続するのではなく、一時預かり事業幼稚園型への移行を各都道府県に通知している。引き続き、預かり保育への補助は行う。

□文科省の回答に対して、全教幼稚園部として現場の実態と要求を訴えました。

○幼稚園教育要領の改訂について

教育要領の改訂に向けて、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が示された。10の姿は評価の手立てとなり、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待するとされている。幼児期は遊びを通して個々の育ちのタイミングに応じた指導ができることがよさである。10の姿自体はこれまでも育ててきたものだが、評価と結びつくとその力をつけることだけに目が向いてしまわないかと心配している。多様な経験の中で育つ保育が現場で進むよう運用してほしい。

[回答] 小学校の接続・連携をこれまで以上に意識するものではない。連携が現行の要領で出てきたのは、小1プロブレムが問題になったことを受けて、子どもたちが小学校に入って学べるような準備を幼稚園でも意識していこうということ。基本理念は、自発的な行動に基づいて学んでいくことが中心になる。入学して机に座れないのでは困るのでそこは意識してほしい。

○特別支援教育について

正規教員の特別支援担当フリーとして働いている。他に園内には特別支援にかかわる教職員がらいるが、非正規で保育時間のみ勤務である。担任と特別支援の教職員との打合せの時間がないので、保育時間中に伝達している。また、必要な記録や教材準備も時間外の仕事



になってしまう。特別支援を必要とする子どもが増える中、各園に1人でも特別支援の正規教員を配置してほしい。

世田谷区では、クラスの半数が特別支援が必要というところがある。支援は必要だが、全体の子どもの育ちを考えると、大人が多すぎる環境が望ましいとは言えないのではないか。公立幼稚園の役目の1つとして、特別支援があることは理解するが現場は悲鳴を上げている。

○特別支援教育について

私立幼稚園では、特別支援の補助金は、医師の診断を受けて申請した子どもでないと出ない。幼児期には支援が必要かどうか判断しきれないところがあり、医師の診断を受けず申請していなくても支援が必要だと感じるグレーゾーンの子どもの複数がいる。一人一人を丁寧に見ていくためには、申請をしているかどうかにかかわらず、支援を受けられるようにしてほしい。

○支援の必要な子どもに、その子どもの育ちに合わせてかかわることは大変難しく、連携や専門性が必要である。そこを考えて配置してほしい。

[回答] 特別支援の子どもが、特に公立幼稚園で増えていることは承知している。何とかしないといけないと考えている。私立については、私学助成や新制度の療育支援加算で増額しているが、指摘があるなら引き続き努力していきたい。公立幼稚園についても、同じように財政措置を実施している。足りないのであれば努力する。

正規職員の配置については、各設置者の判断によるところがあり、財政状況が厳しい。子どもたちにとって影響がないように、個別の相談があれば市町村と対応を検討していければと思う。

○こども園の増加について

短時間児と長時間児が混在していることで、カリキュラムや長期休業など計画に問題が出ている。また、統合で大規模化すると、子ども同士は大変つながりにくく、子どもと保護者の顔が一致しないという状況が発生している。

泉大津市では、教職員が50人以上の園ができた。勤務体制が大変複雑であり、通園が広範囲となり徒歩通園は数人である。泉佐野市では、様々な課題を検討し、長時間児と短時間児のクラスを分けた。運動会は2回、生活発表会は4回に分けて開催した。短時間児の保護者は平日に、長時間児の保護者は土日に、という生活の違いが出てきている。阪南市は、老朽化が進んだ市立幼稚園と保育所の7施設を統合し、家電量販店の後に定員630人の幼保連携型認定こども園をつくるのが議会に通った。その後の市長選で、計画の是非が争点となり、新市長は7施設の耐震工事をして使用を継続するとしている。堺市では、公立保育所がすべてこども園になった。

[回答] 阪南市の交付金は、内閣府の地方創生交付金から出ている。子どもが減り統合を進めるのはある程度仕方ないことである。大規模化の弊害については、個別に聞きながら改善に向けて努力できることはあると思う。ただ、阪南市の既存の施設では耐震化に難ありと聞いている。耐震化の予算獲得の努力をしている。しかし、希望する園が多く順番待ちである。

今回の交渉で、国は制度として予算は組んでいるが、どこに力を入れて運用するのは各自治体に任せているという回答でした。私たちは、幼稚園教育要領の改訂の幼小接続に関する事など現場の状況や不安を訴え、特別支援教育の充実配置など幼児教育の質の向上を求めました。



2016年12月27日

文部科学大臣 松野 博一 様

全日本教職員組合

中央執行委員長 蟹沢 昭三

幼稚園部長 丸田 純子

幼稚園教育の充実と教職員の定数・待遇改善等に関する要請書

貴職におかれましては、日頃からすべての子どもの成長・発達を保障する教育の条件整備に向けて日々尽力されていることに敬意を表します。

私たち幼稚園教諭は、子どもたちや保護者・地域の願いを受けとめながら、子どもたちに豊かな幼稚園教育を保障するため、日々奮闘しています。

「子ども・子育て支援新制度」が始まり、就学前教育の充実が求められています。施設などハード面の議論はされても、教育内容の充実についての議論や条件整備は進んでいないように感じています。現段階では、懸念された幼稚園への企業の参入には一定の歯止めがかかりましたが、小学校との接続の強調や保育の応益負担の考えが広がり、子どもの発達段階に合わせた幼稚園教育の変質とともに、教職員の働く条件も悪化しています。

国連子どもの権利委員会が日本政府に改善を求めるよう示した勧告にも、「子どもの最善の利益の第一義性が適切に反映されていないことに留意する」とあります。子どもにかかわる制度・政策の変更は、何より「子どもの最善の利益」に適うものであることが求められます。

また、支援の必要な子どもが増えている中で、どの子どもも望む場での教育を保障するための条件整備が進み、互いに育ちあえる環境をつくっていききたいと願っています。

未来の希望である子どもたちは、同時に今を生きている存在でもあります。子どもたちが、よりよい教育を受け、豊かに成長・発達する権利を保障するため、幼稚園教育のいっそうの充実を望みます。

以下、要請いたします。

記

一. 「子ども・子育て支援新制度」に関わる要求について

1. 保育の公的保障を拡充し、地域に根ざした公立幼稚園の統廃合をおこなわないよう指導すること。
2. 子どもの保育の質に格差を持ち込まないよう指導すること。
3. 保育料負担の軽減を図ること。

二. 幼稚園教育要領に関わる要求について

1. 幼児に、特定な意図をもった規範意識の押しつけをおこなわないこと。
2. 「教育活動」時間の延長（預かり保育）はあくまでも幼児の発達を保障する制度とすること。また、活動内容や意義の明確化にともなって、それに見合った条件整備（専用室の設置や専任教員の配置など）のための予算措置をおこない、教育課程内の保育とつながりをもって実施できるようにすること。
3. 改訂が予定されている教育要領については、「小学校との接続」の強調ではなく、一人一人の子どもの実態に応じた遊びが展開される幼稚園教育の独自性を大切にすること。

三. 幼稚園教育全般にかかわる要求について

1. 教職員の長時間・過密労働解消のためにも「預かり保育」「延長保育」については、不十分な教育条件のもとで、教職員の合意がないままに実施・拡大しないこと。
2. 「教育特区」などの問題について、以下の諸点を明らかにすること。
 - ①学校教育法第23条の立場に立った対応をおこなうこと。
 - ②新たな予算措置をおこなわないまま、現行の学校教育法第26条に反する2歳児入園については再検討すること。

③幼稚園教育への株式会社参入を認めないこと。

3. 幼稚園設置基準について抜本的な改善を図るとともに、公立幼稚園教職員定数法を制定すること。

①学級編成基準については、1学級の幼児定数を3歳児15人、4・5歳児20人とすること。

②教員配置について

1) 定数については、必ず正規の教員で、1学級当たり1.5人の教員を配置すること。

2) 養護教諭、事務職員、用務主事は各園に1人配置すること。また、給食実施園については、栄養士1人、給食調理員1人以上配置すること。

4. 次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、経済的負担の軽減と内容の充実を図ること。

①すべての幼児の健やかな発達を保障するために、特別な支援を要する幼児に対してはその実態に応じた正規教員の配置や研修の充実を図ること。また、打ち合わせや教材準備など担任と連携して保育を進められる条件整備をすること。特別支援を行う私立幼稚園に対して、助成を充実させること。

②幼児教育の無償化を早期に実現すること。当面、保護者負担の軽減のため、私立幼稚園の幼稚園就園奨励費や公立幼稚園の保育料減免制度の減免単価を見直すこと。

③私立幼稚園に対する助成を大幅に増やすこと。

④保育料・入園料の値上げをしないよう、適切な行政指導をおこなうこと。

⑤公立幼稚園を存続・充実し、3歳児就園を全国で実施すること。

⑥幼稚園の廃園、民営化、統廃合などについては、保護者・住民・教職員と十分話し合うよう、関係機関に指導すること。

5. 教員採用にあたっては、教育職として採用すること。また、現在、行政職で採用されている教員については、教育職に改めるよう関係機関を指導すること。

6. 臨時教員（講師）としての採用を、緊急・臨時の場合に限定し、現在臨時教員として勤務する教員の正規採用を早急におこなうこと。

7. 私立幼稚園において、経験者が長く勤務できるような財政援助や、教職員の勤務条件を改善するための特別な措置を実施し、助成を増やすこと。

8. 現在開園しているこども園について、以下の対策をおこなうこと。

①食の安心・安全を保障するための対策を講じること。

②幼児教育の質を保障するため、長時間児・短時間児の混在、また施設の大規模化によって生じる子どもたちの発達保障の弊害についての改善をおこなうこと。

四. 東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の影響から子どもたちを守る要求について

1. 公的な就学前の教育保障のために、公私立幼稚園の復旧を早急におこなうこと。また、そのための予算を国の責任で確保すること。

2. 耐震補強はもちろん、あらゆる災害に強い施設・設備の充実をおこなうこと。

3. 施設内外の除染や、線量計の配備など、放射能から子どもを守る対策を早急におこなうこと。

4. 事故前の教育活動がおこなえる条件整備を国の責任でおこなうこと。

以上